

舞鶴市公告第 103 号

次のとおり条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 3 年 8 月 5 日

舞鶴市長 多々見 良三



1 業務内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 舞鶴市統一学力診断テスト業務委託 |
| (2) 業務の仕様等 | 別添「舞鶴市統一学力診断テスト業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに |
| (3) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで |
| (4) 担当課 | 舞鶴市教育委員会教育振興部学校教育課 |

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ下記 5 掲げる競争入札参加資格の確認をうけた者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 平成 29 年度以降において、自治体又は学校が発注する学力診断テストの受託実績があること。

3 事務スケジュール

① 提案に係る質問の受付	令和3年8月19日(木) 正午まで
② 上記質問に対する回答	令和3年8月23日(月)
③ 入札参加申請書等の提出期限(郵送等)	令和3年8月19日(木) 午後5時まで
④ 入札参加資格の確認結果の通知	令和3年8月23日(月)
⑤ 提案書類の提出(郵送等)	令和3年8月30日(月) 配達日指定
⑤ 入札書の提出(郵送)	令和3年8月30日(月) 配達日指定
⑦ 開札日	令和3年9月8日(水)
⑧ 契約締結(予定)	令和3年9月中旬

4 配布資料及び質問の受付

(1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 提案に係る質問の受付

質問は、質問書(様式3)により提出してください。

ア 受付期限

令和3年8月19日(木) 正午まで

イ 受付場所

舞鶴市教育委員会教育振興部学校教育課

ウ 提出方法

電子メールに限ります。

提出先 gakkyo@city.maizuru.lg.jp

メールの標題に「舞鶴市統一学力診断テスト業務委託に係る質問」の文字を入れてください。

エ 回答期日・方法

令和3年8月23日(月)

舞鶴市ホームページにて質問とともに回答します。

5 入札参加申請書等の提出

(1) 入札参加希望者は、次のとおり提出(1部)してください。

ア 入札参加申請書(様式1)

イ 業務実績書(様式2)

ウ 添付資料(令和3年度舞鶴市競争入札参加資格を有する者は、本添付資料は不要)

(ア) 登記事項証明書(履歴事項証明書) 発行後3ヶ月以内のもの(写し可)

(イ) 市区町村納税証明書(滞納のないことの証明書) 発行後3ヶ月以内のもの(写し可)

(本日から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの)

- (ウ) 消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書
(発行後3ヶ月以内のもの 納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」いずれも可)
- (2) 提出先、提出方法、提出期限
- ア 提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課 (市役所本庁 別館 4階)
- イ 提出方法 郵送等
- ウ 提出期限 令和3年8月19日(木)(午後5時まで)
- (3) 競争入札参加資格の確認結果の通知
競争入札参加資格の確認結果は、令和3年8月23日(月)、郵送及びファクシミリにより通知します。
- (4) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。
- イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出するものとします。
- ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

6 提案書類の提出

(1) 提案書類の提出

- ア 上記5(3)において競争入札参加資格が「有」との通知を受けた者は、次の書類(提案書類)を提出してください。

(ア) 業務提案書(任意様式)

仕様書に示した内容を踏まえ、次の順番で各項目について記載してください。

- a 業務提案内容の方針等
- b 採択教科書に基づく問題内容について
- c 思考力・判断力・知識技能を生かす活用問題の内容について
- d 教科毎に各観点の力を測る為の問題内容について
- e 生徒へ提供する結果資料の内容について
- f 学校へ提供する結果資料の内容について
- g 教育委員会へ提供する結果資料の内容について
- h 生徒へ順位通知を行うための事業者側で実施する内容について
- i 業務実施工程(業務フロー図等)について
- j 業務実施時の人員配置や体制等について
- k 採点ミスを防ぐための実施体制及び工夫等について
- l テスト等の配送・回収を確実にを行うための実施体制及び工夫等について
- m 個人情報保護に関する体制及び工夫等について
- n 自治体又は学校が発注する学力診断テストの受託実績について

(イ) 問題サンプル(様式自由)

中学校第1学年及び第2学年用の5教科サンプル問題

(ウ) 採点基準等サンプル(様式自由)

上記(イ)問題サンプルに対応する採点基準であること。

(エ) 調査結果の集計・分析資料サンプル (様式自由)

イ 提案書類の提出先、提出方法、提出期限

(ア) 提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課 (市役所本庁 別館 4 階)

(イ) 提出方法 郵送等 (メール便、宅配便等の送付方法は問いません。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法でお送りください。)

(ウ) 提出期限 令和 3 年 8 月 30 日 (月) (午後 5 時まで)

ウ 提出部数

正本 1 部のほか、提案書類については副本 9 部

正本のみ、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、押印の上、提出してください。副本は、審査の公正を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載しないでください。

(2) 提案書類への問い合わせ等

提出された提案書類について確認を行い、不明な部分がある場合は、電話又は電子メールにて問い合わせます。

問い合わせに対する回答は、提案書類を補足するものとします。

7 入札書の提出

(1) 上記 5 (3) において競争入札参加資格が「有」との通知を受けた者は、次の書類を下記 (2) のとおり郵送により提出してください。

① 入札書 (様式 4) ※

② 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

※ 提出された入札書類は、受付から開札までの間、舞鶴市会計課所管の金庫にて厳重に保管します。

(2) 入札書の提出方法

ア 上記 (1) の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、下記キに記す日を配達日指定として郵送してください。

イ 入札書類は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をしてください。

- ・ 開札日
- ・ 入札案件名
- ・ 商号 (名称)
- ・ 入札書が在中している旨

ウ 入札書は、配達指定日必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。(配達日指定郵便は 2 日前までに手続きが必要です。)

エ 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。

オ 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送 (この場合方法は問いません。) により提出してください。

カ 入札書類の送り先

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課

キ 配達指定日

令和3年8月30日(月) 必着

ク 留意事項

上記6の提案書類とは別にお送りください。

8 入札(開札)執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和3年9月8日(水)
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 別館4階 413会議室
- (3) 立 会 入札参加者1者につき1名開札に立ち会うことができます。

9 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、価格と価格以外の条件により算出した評価値(以下「総合評価の評価値」という。)の最も高い者を落札者とします。

(1) 総合評価の評価値の算定方法

総合評価の評価値の算定方法は、①価格以外の条件に関する得点の合計(以下「提案評価点」という。)に②入札価格の評価点(以下「価格評価点」という。)を加える方式とします。

総合評価の評価値=提案評価点+価格評価点

①と②に係る配点は次のとおりとし、算定基準等は次の(2)及び(3)のとおりとします。

	①提案評価点	②価格評価点	合計
配点	200点	200点 (240点)	400点 (440点)

注1) 括弧内の点数は、価格評価点の算定式イの場合

注2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、総合評価の評価値を算定します。

(2) 提案評価点の算定基準

提案評価点については、別表1の基準により算定します。

注) 開札日(開札事務を行う前)、提案評価点を記したファイル(ファイルを開くために必要なパスワードを設定したもの)を電子メールでお送りします。(パスワードは落札者(又は落札候補者)が決定した後、電子メールでお知らせします。)

(3) 価格評価点の算定式

入札価格の評価点は次の式で計算した値とします。(その値に小数点以下2位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。)

ア 価格評価点=200点×最低入札価格/入札価格

ただし、最低入札価格は、入札価格(市の予定価格以下のもの)の平均額×0.6の範囲内で最も低い価格(以下「A」という。)をいい、それを下回る入札価格の評価点は次の式により算出します。

イ 価格評価点=200点+40点×(1-入札価格/A)

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止します。

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格の範囲内の応札者がいない場合は、無効となった者を除き1回まで再度入札を行います。この場合、入札書の配達指定日をファクシミリにてお知らせします。

(4) くじ引きを行う場合

総合評価の評価値の最も高い者が2者以上あるとき（同点の時）は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、入札担当職員と立会人（当該入札事務に関係のない職員）が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示（○印し）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行います。）
- ③ 立会人のうち②のを行った者以外の者1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行います。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 本入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札
- ウ 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- エ 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- キ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

(7) 落札の取消

- ア 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとす

る。

イ 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは上記2.(5)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

11 契約に関する事項

(1) 契約締結予定日

令和3年9月中旬

(2) 契約書の作成

別紙業務委託契約書案により契約書を作成するものとする。

(3) 支払条件

支払時期 業務完了後請求を受けた日から30日以内

(4) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除します。

(5) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とします。

(6) 提案に係る事項と追加業務の関係

提案に係る事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、市と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

(7) 提案の履行の確保

提案の内容が不履行となった場合は、発注者と受注者との間で責任の所在について協議します。この場合において、受注者の責任により履行がなされなかったときは、当該提案の履行が可能であると認められるものにあつては当該提案を履行し、当該提案の履行が困難又は合理的でない認められるものにあつては、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合があります。

12 公正な競争の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容についていかなる相談も行つてはいけません。

(3) 参加者は、落札者の決定前に他の参加者に対して提案に係る事項等を意図的に開示することを禁じます。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、総合評価を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

13 その他

(1) 提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(2) 本件の提案に係る事項の提出に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 入札結果は、次の項目について、舞鶴市市政情報コーナー及び舞鶴市ホームページに掲載し公表します。

ア 入札者名

イ 提案評価点

ウ 入札価格

エ 価格評価点

オ 総合評価の評価値

カ 落札者名

(4) 非落札者の説明要求

入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（舞鶴市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に規定する市の休日を除く。）以内に落札者として決定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

説明を求める書面の提出先 舞鶴市役所 別館4階 契約検査室契約課

14 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市教育委員会教育振興部学校教育課（電話 0773-66-1072）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）に照会してください。